

「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」一部改正（案）
に寄せられた主な意見の概要及びそれらに対する考え方

「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」一部改正（案）に寄せられた意見の概要及びそれらに対する考え方は以下のとおりである。当委員会は、これらの意見について慎重に検討した結果、意見を踏まえた修正は行わないこととした。

なお、一部、原案から文言の技術的な修正を行った。

意見の概要	考え方
<p><全般的評価> 必要となる資料を列挙し明確化したこと、事前相談に入る過程を手続的にも明確化したことは評価できる。【団体、個人】</p>	
<p><第1次審査開始のための資料の提出について> 事前相談対応方針にいう追加資料は、当事会社からの任意提出資料であることにかんがみ、また、柔軟な運用の観点から、以下の点に配慮してほしい。 提出に時間を要する場合等、個別の事情がある場合には、追加資料の提出を実際の審査開始後30日以内で当局及び申請者が別途定めるときに提出できるような、柔軟な運用が図られること 追加資料の提出に当たっては、その合理的な範囲に関して、当局に十分な配慮をいただくこと 資料提出には特段追加的な費用がかかるという個別事情も生じ得ることから、申請企業に対しヒアリングを踏まえた柔軟な運用が図られること【団体】</p>	<p>今後とも、事前相談に必要な資料の提出要請に当たっては、資料の提出時期、内容、方法等について当事会社側の事情も十分に配慮していく。</p>
<p><第1次審査結果の回答を得るまでの期間について> 事前相談の申出から第2次審査の通知までの期間が50日に延長される結果とならないよう適切な運用をしていただきたい。【団体】 現指針では、「資料の提出の日から原則30日以内」に書面審査の結果に関する回答を得られることとなっているため、当初の書類提出に問題がない場合には、結果として現状に比べて第1次回答が遅れる可能性がある。したがって、少なくとも、追加資料を必要としない場合については、現状どおり「書類提出の日から30日以内」に第1次審査結果の回答が得られるようにすべきである。【団体】</p>	<p>「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」一部改正(案)(「以下「改正案」という。)では、事前相談の申出があった場合、当事会社から提出された資料の精査に一定の期間を要するところ、追加資料の要否の通知について、原則として20日以内に行うことを明記したものであり、資料の精査に一定の期間を要するのは現在でも同様である。 なお、当然のことながら、20日以内のできる限り早い時点で、追加資料の要否の通知ができるように努めていく。</p>

<p><第1次審査結果の書面による回答について></p> <p>「4(2)オ 審査結果の回答」において、第2次審査の結果については当事会社に対して理由を含め文書で回答されていることが記述されている。</p> <p>他方で、第1次審査結果については、「3(3)第1次審査の進行」において、「独占禁止法上問題がない」旨についても単に「通知」とのみ記載されている。特に、第1次審査において「独占禁止法上問題がない」旨が通知される場合は、上記の第2次審査の結果が通知される場合と同様に、それをもって事前相談が終了すること、またそれまでに提出された資料によって公正取引委員会として結論を下すことができたという状況に鑑みると、この第1次審査の結果に関しても、書面によるものとしていただきたい。【個人】</p>	<p>改正案4(2)オにおいて、第2次審査の結果については、従前どおり、当委員会は、審査結果を公表することとしている。その際、当委員会の審査結果の内容に当事会社の秘密にわたる部分があるか否かの確認を得るために、当事会社に対し、審査結果について文書で回答しているところである。</p> <p>第1次審査の結果については、審査結果を直ちに公表することを予定しているものではないことから、審査結果を文書で回答することまでは考えていない。</p>
<p><第2次審査開始時における公表について></p> <p>第2次審査の開始に当たり、当事会社に事案を自ら公表することを求め、公表がない場合には事前相談を中止することとされているが、これを厳格に貫くと、例えば、公開買付制度を使用した企業買収や秘匿性の高い非上場企業の買収において、事前相談制度を利用できないか、第2次審査開始時に撤回せざるを得なくなることから、公表要請の時期については柔軟に対応してほしい。【団体】</p> <p>非公表事案の事前の自主的公表を第2次審査の開始及び継続のための前提条件とするのではなく、事前の自主的公表を原則としつつも、自主的公表が取引に支障を及ぼすと合理的に認められる理由がある場合には、その例外を認めることとされたい。具体的には、株式の公開買付のように事前に公表することになじまない取引においては、当事会社が提出する資料に基づき非公表のまま第2次審査を進行させ、貴委員会が審査を完了させるために取引先や競争事業者からの事情聴取等を行うことが不可欠と判断されるに至った段階で、当事会社の事前の同意を得て公表しないまま事情聴取等を行うか、又は公表を行ったうえで事情聴取等を行うかについての判断を行うこととし、当事会社が貴委員会の判断に従わない場合には事前相談を中止するなどの柔軟な運用がなされ得るように改正案を変更されたい。【法律事務所】</p>	<p>改正案5(2)では、従前どおり、「当事会社から、通知・回答期限を別の期日とするよう申出があった場合」には、回答期限を延期する旨を規定している。30日間の第1次審査の結果、当委員会として更に詳細な審査が必要と判断した場合、当事会社が当該事案の公表を希望しないのであれば、改正案5(2)の規定に基づき、第1次審査の回答期限の延期の申出を行うことが可能である。この場合、当委員会は、引き続き非公表事案として第1次審査を継続することとなる。</p> <p>回答期限が延期された第1次審査の過程で、当委員会として取引先等の意見を聴取することが不可欠との判断に至る場合があるが、御指摘のとおり、引き続き非公表のまま、当事会社の事前の同意を得て、可能な範囲内でヒアリングを行うという方法も選択肢の一つとしては考えられるものである。ただし、当該企業結合計画の存在が明らかとならないよう留意しつつヒアリングを実施した場合、ヒアリングの内容・範囲等も限定的なものとならざるを得ず、独占禁止法上の問題の有無に係る結論が出せない場合がある点には留意が必要である。</p>

<第2次審査における問題点指摘と当事会社からの反論手続について>

第2次審査の過程において独占禁止法上の問題点を指摘する場合、当事会社による反論・反証の機会及び手続を保証することが必要不可欠である。

仮に、事前相談手続において問題解消措置まで含めた実質的な審査が行われることを前提とした場合、例えば、90日の回答期限の直前に問題点の指摘が行われても、当事会社が反論・反証を行うことは事実上不可能と考えられる。そして、当事会社による反論・反証等は正式届出後の正式な審査手続において行われるべきものということであれば、事前相談手続を正式な審査手続に近づけるような見直しを行う必要性に重大な疑問を生じる。【個人】

改正案3(2)ウにおいて、当事会社は、「当委員会の審査中のどの時点においても、提出すべきと考える資料・意見書等がある場合にはそれらを提出することができる」旨を確認的に明記しており、第2次審査の過程における当委員会からの問題点指摘に対して、当事会社は反論・反証を行うことは当然に可能である。

また、問題点の指摘を行う時期については、当事会社に反論・反証の機会を付与する観点から、第2次審査のなるべく早い段階においてこれを行うように運用していく。

<事前相談制度の位置付けについて>

企業結合後の市場シェアが大きくなる案件等、独占禁止法上問題となる可能性が認められる重要な案件の大多数で事前相談手続が利用されており、同手続が利用された場合には、実質的な議論・審査のすべてが行われていること等の事情を考慮すれば、事実上、日本の企業結合審査は同手続の中で行われているものといわざるを得ない。

事前相談手続は、法的にはあくまでも非公式の手続であり当事会社に対して意見申述や証拠提出の機会が保証されているものではない。また、事前相談手続が重要なものとして充実したものとなればなるほど、正式な届出後の審査手続が単なる形式的なものに過ぎなくなるという矛盾もある。米国及びEUにおける事前相談手続は、あくまでも正式審査のための準備的かつ予備的な手続として位置付けられており、実際の運用としても、事前相談手続において実質的な企業結合審査は行われていない。

以上のとおり、事前相談手続はあくまでも正式審査に先立つ予備的、準備的な非公式・非公開の手続として位置付け、正式届出後の審査手続において当該企業結合についての実質的かつ詳細な分析が行われるべきである。

また、情報の蓄積や予見可能性の向上、そして、当事会社が審判手続において争うという判断をなし得るような状況を作り出すためにも、企業結合審査に関する公表事例がより一層増加することを期待する。【団体、個人】

米国やEUのように、事前相談手続を法律上の審査に先立つ予備的・準備的な非公式・非公開の手続と位置付け、すべての審査を法定手続に基づいて行うという方法も考えられるが、当委員会としては、事前相談の段階で独占禁止法上の問題の有無まで回答がほしいという当事会社側からの要請に基づき、行政サービスの一環として、事前相談において実質的な企業結合審査を行っているところである。

事前相談制度を利用するかどうかは、あくまで当事会社の判断に委ねられているものであり、事前相談を行わずに法定の届出等を行うことは当然に可能である。

なお、企業結合審査の透明性・予見可能性を一層向上させる観点から、事前相談が寄せられた事案も含め、今後企業結合を計画する事業者にとって参考となると考えられる事案については、審査結果を公表しているところであり、今後とも、公表内容の充実に努めていく。

< その他の意見 >

独占禁止法第 10 条第 2 項及び第 3 項の要件を満たす株式取得は、事後届出の対象とされている。このような事後届出制は、実行済みの企業結合について明白な法的不確実性をもたらすだけでなく、実務的な観点からは、かかる事後届出制は、当事者が既に外国の競争当局からクリアランスを得た後に、さらに同一の企業結合について届出を義務付けるものであることから、企業結合の当事者の事務負担を増加させることになるため、一般に、当事者からは否定的にとらえられている。【法律事務所】

事前相談と結合審査は統一した方がよいのではないか。【個人】